



# 領収書等の添付様式

整理番号	1
領収書その他の証拠書類の添付欄	
<p style="text-align: center;">31-04-04 200 *8,286円 03 テントウ                  31-04-04 200 取市 *8,767円 03 テントウ</p>	
事業名、使途及び内容等	
<p style="text-align: center;">3月分 電気代 17,053円</p>	
あん分による充当の場合	
<p>あん分の率 ( 50/100 )                  あん分による政務活動費の充当額 ( 8,526 円)</p>	
一部のみ打切り充当した場合	
<p>政務活動費充当額 ( 円)</p>	

# 領収書等の添付様式

整理番号	2		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
		31-04-15 200	*2,199円
事業名、使途及び内容等			
		3月分 ガス代	2,199円
あん分による充当の場合			
		あん分の率 ( 50/100 )	
		あん分による政務活動費の充当額 ( 1,099 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
		政務活動費充当額 ( 円)	

# 領収書等の添付様式

整理番号	3		
領収書その他の証拠書類の添付欄		<p>31-04-17 200 *10,260円 リース</p>	
事業名、使途及び内容等			
		4月分 1台 機 リース代 10,260円	
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( 50/100 )			
あん分による政務活動費の充当額 (		5,130	円)
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (			円)

# リース契約書

契約番号 L20180700000079-00-000

契約年月日 2018年7月23日

賃借人(乙)

住所

氏名

後藤 俊太郎

連帯保証人

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

賃貸人(甲)

住所

大分県大分市中央町2丁目9番22号

大分リース株式会社

氏名

代表取締役 清水 進英

上記の者は下記のとおり契約します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が各1通を保有します。

## 第1条 (リース契約の趣旨)

1. 甲は、乙が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という。)から、乙が指定する別表(1)記載の物件(ソフトウエア付の場合は、ソフトウエアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて乙にリース(賃貸)し、乙はこれを借受けます。
2. この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

## 第2条 (物件の引渡し)

1. 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、乙は、物件が搬入されたときから引渡しのと きまで善良な管理者の注意をもって、乙の負担で売主のために物件を保管します。
2. 乙は、搬入された物件について直ちに乙の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を甲に発行するものとし、この借受日をもって甲から乙に物件が引渡されたものとし、
3. 物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、乙は、直ちにこれを甲に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を甲に発行するものとし、
4. 乙が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、甲からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、乙は異議のないものとし、この場合、売主から請求があったときは、乙は、その請求の当否について売主との間で解決します。

## 第3条 (物件の使用・保存)

1. 乙は、前条による物件の引渡しを受けたときから、別表(3)記載の場所において物件を使用できるものとします。この場合、乙は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
2. 乙は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つよう保守、点検、整備を行うものとし、物

件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕、修復を行い、その費用一切を負担します。この場合、甲は何らの責を負わないものとします。

## 第4条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

## 第5条 (リース料)

1. 乙は、甲に対し、別表(5)記載のリース料を別表(6)記載の方法により支払います。
2. 乙はリース期間中において、物件を使用しない期間または使用できない期間があっても、その理由の如何を問わず、甲に対するリース料の支払いを免れません。

## 第6条 (前払リース料)

1. 乙は、この契約に基づく乙の債務履行を担保するため、甲に対して、別表(7)記載の前払リース料を支払います。
2. 前払リース料は、最終月から遡って別表(7)記載の月数分のリース料およびその消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
3. 乙が第19条第1項各号の一つに該当したときは、甲は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって乙に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
4. 乙は、前払リース料の支払をもって、甲に対する支払義務を一切免れることができません。

## 第7条 (物件の所有権標識)

1. 甲は、甲が物件の所有権を有する旨の標識(以下「甲の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、乙は、甲から要求があったときは、物件に甲の所有権標識を貼付します。
2. 乙は、リース期間中、物件に貼付された甲の所有権標識を維持します。



## 第8条 (物件の所有権侵害の禁止等)

1. 乙は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れるなど甲の所有権を侵害する行為をしません。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
  - ①物件を他の不動産または動産に付着させること。
  - ②物件を改造、加工、模様替えなどによりその現状を変更すること。
  - ③物件を第三者に転貸すること。
  - ④物件の占有を移転し、または物件を別表(3)記載の場所から移動すること。
  - ⑤この契約に基づく乙の権利または地位を第三者に譲渡すること。
3. 物件に付着した動産の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属します。
4. 第2項において、甲の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損傷について、甲に対し何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
5. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約書等を提示し、物件が甲の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。

## 第9条 (物件の点検等)

甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼動および保管状況を点検または調査することを求めたときは、乙は、これに応じます。

## 第10条 (営業状況の報告)

乙は、甲から要求があったときは、その事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他甲の指定する関係書類を甲に提出いたします。

## 第11条 (通知事項)

乙または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により甲に通知します。

- ①名称または商号を変更したとき。
- ②住所を移転したとき。
- ③代表者を変更したとき。
- ④事業の内容に重要な変更があったとき。
- ⑤第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

## 第12条 (費用負担等)

1. 乙は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2. 甲は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。
3. 乙は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(5)および別表(7)に記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、増額分を甲の請求に従い甲に支払います。
4. 乙は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。
5. 甲が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前足を問わず、乙は、これを甲の請求により甲に支払います。

## 第13条 (相殺禁止)

乙は、この契約に基づく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

## 第14条 (物件の保険)

1. 甲は、リース期間中、物件に別表(8)記載の保険をつけます。
2. 物件にかかる保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく甲に交付します。
3. 前項の保険事故に基づいて甲に保険金が支払われたときは、甲および乙は次の各号の定めに従います。
  - ①物件が修理可能の場合には、甲は、乙が第3条第2項の規定に従い、物件を修繕し修復した場合に限って保険金相当額を乙に支払います。
  - ②物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、乙は甲に支払われた保険金額を限度として、物件にかかる第17条第1項の債務の弁済を免れます。

## 第15条 (物件の瑕疵等)

1. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および甲の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、甲は一切の責

任を負わないものとします。

2. 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択または決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は、一切の責任を負いません。
3. 前二項の場合、乙は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、乙が甲に対し書面で請求し、甲が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の売主に対する請求権を乙に譲渡する手続きをとるなどにより、甲は、乙の売主への直接請求に協力するものとします。
4. 第2項の隠れたる瑕疵並びに錯誤があった場合において、乙が、甲に対して規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、甲は売主に対する買主の地位を譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項および本項の場合、甲は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
5. 乙は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

## 第16条 (物件使用に起因する損害)

1. 物件自体または物件の設置、保管および使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、乙の責任と負担で解決します。また、乙および乙の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
2. 前項の場合において、甲が損害の賠償をした場合、乙は甲が支払った賠償額を甲に支払います。
3. 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、甲は一切の責任を負いません。

## 第17条 (物件の滅失、毀損)

1. 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて乙の負担とし、物件が修復不能となったときは、乙は直ちに別表(9)記載の規定損害金を甲に支払います。
2. 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。

## 第18条 (権利の移転等)

1. 甲は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
2. 甲は、物件の所有権をこの契約に基づく甲の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、乙はこれについてあらかじめ承諾します。
3. 甲は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙に請求できます。

## 第19条 (契約違反)

1. 乙が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、甲からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残存リース料およびその他の未払金の全額を直ちに甲に支払います。
  - ①リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  - ②この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  - ③小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき。
  - ④仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または整理、再生、破産、会社更生若しくは特別清算の手続開始の申立てがあったとき。
  - ⑤事業の廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  - ⑥経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - ⑦連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加しなかったとき。
  - ⑧以上に定めるほか、甲との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
2. 乙が甲に対して直ちに前項の支払いをしないときは、甲は催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。
3. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は第24条第1項の規定に基づき直ちに物件を甲に返還するとともに、別表(9)記載の規定損害金を甲に支払います。

## 第20条 (反社会的勢力の排除)

1. 乙および連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよびそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能

暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 乙および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

乙、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。解除に伴う措置については第19条第3項、第22条、第24条が適用されるものとします。

4. 前項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人または当該役員に損害が生じて、甲は一切の責任を負担しません。

#### 第21条（規定損害金）

規定損害金の額は別表(9)記載の通りとし、リース期間の開始から1ヵ月間は当初金額とし、その後については、リース期間の開始から1ヵ月経過するごとに、所定の逓減月額を逓減した金額とします。ただし、その他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

#### 第22条（遅延損害金）

乙は、第5条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払を怠ったとき、または甲が乙のための費用を立替払した場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、別表(10)記載の割合による遅延損害金を支払います。

#### 第23条（再リース）

1. 乙は、リース期間満了後、この契約を1年間更新（再リース）するか、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヵ月前の当該月の20日までに甲に対し書面で終了の申し出をします。この申し出のない限り、この契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、乙は甲からの請求により再リース料を支払います。

ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、乙は第24条の規定に従い、物件を甲に返還します。以後再リース期間満了毎に同様とします。

#### 第24条（物件の返還および清算）

1. この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、乙は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって甲が認めたものを除き、直ちに乙の負担で物件を現状に回復したうえ、甲の指定する場所に返還します。

2. 物件の返還が遅延した場合には、甲から要求があったときは、乙は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額（リース期間満了後については再リース料相当額）の損害金を甲に支払うとともに、この契約の定めに従います。

3. 乙が物件の返還を遅延した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、乙は、これを妨害したり拒んだりしません。また、引揚げの費用については、甲は乙に請求できるものとします。

4. リース期間の満了以外の事由により物件が返還され、かつ、第19条第3項の規定損害金が支払われたときは、その金額を限度として、甲の選択により、物件を相当の規準に従って甲が評価した金額または相当の規準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用および甲が相当の規準に従って評価した満了時の見込残存価額を差し引いた金額を乙に返還します。

#### 第25条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、この契約および第23条の更新後のリース契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
2. 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。
3. 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。

#### 第26条（弁済の充当）

この契約に基づく乙の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序および方法により充当することができ、乙は、その充当に対して異議を述べません。

#### 第27条（特約）

1. 別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
2. この契約と異なる合意は、別表(12)に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。

#### 第28条（合意管轄）

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、大分地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条（通知の効力）

第19条の通知その他この契約に関し甲が乙または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第11条により通知を受けた乙または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、乙は不着または延着によって生じた損害または不利益を甲に対して主張することはできません。

#### 第30条（公正証書）

乙および連帯保証人は、甲から請求があったときは、乙の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第31条（個人情報の利用に関する同意条項）

乙および連帯保証人は（以下総称して「契約者」という。）は、甲が次項記載の利用目的のために個人情報を利用することに同意します。

##### 1. 利用目的

- ①当社商品・サービス申込の受付のため
- ②本人確認法、マネーローディング規制等に基づく本人確認や、当社商品・サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③期日管理、各種商品取扱後のご照会への対応等、継続的な取引における管理のため
- ④当社商品の申込や継続的な取引に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則に沿った各種当社商品・サービスのご提案や説明義務・説明責任を果たすため
- ⑥与信業務に際して個人情報を適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の業者等へ個人情報の処理の全部または一部を委託する場合で、適切な業務遂行に必要な範囲で委託先に提供するため
- ⑧他の業者等から個人情報の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨契約者との契約や法律に基づく権利の行使、義務の履行のため
- ⑩市場調査ならびにデータ分析、アンケートの実施等による商品・サービスの研究、開発のため
- ⑪ダイレクトメールの発送等、商品・サービスに関する各種ご提案のため
- ⑫提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑬取引の解約や取引解消後の事後管理のため
- ⑭その他、契約者と取引を適切かつ円滑に履行するため

##### 2. 利用の制限

- ①個人情報保護に関する法令およびその他規範等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②個人情報保護に関する法令およびその他規範等により、第三者から提供を受けた返済能力に関する情報は、与信需要者の返済能力の調査目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ③ダイレクトマーケティング中止申出書等により当該利用目的の中止を申し出られた場合、当社はこれを中止するものとします。

以上



# 物件借受証 (控)

契約 No. L20180700000079-00-000

大分リース株式会社 御中

2018年 9月 23日

品名・仕様	複合機 IR-ADV C3520F キヤノン製
数 量	1 式
設 置 場 所	大分県大分市坂ノ市南1丁目8-8 ごとう慎太郎事務所
製 造 番 号	

貴社と当社との間で締結した 2018年 7月 23日付リース契約に基づき、上記物件を検査した結果、上記契約に適合し、かつ物件に瑕疵がないことを確認しましたので、本日、物件の引渡しを受け、借り受けました。

(賃借人)

住 所

氏 名

(リース契約書と同じ印を押印願います)

[Redacted signature and stamp area]

(備考) 物件の検査が完了次第、本証を大分リース株式会社に交付してください。

製造番号をお忘れなくご記入下さい。

# 領収書等の添付様式

整理番号	4		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<p style="text-align: center;">31-04-23 200 *7,693SMBC(〒)</p>			
事業名、用途及び内容等			
<p style="text-align: center;">3月分 100-代 7,693円</p>			
あん分による充当の場合			
<p>あん分の率 ( 25/100 )</p> <p>あん分による政務活動費の充当額 ( 1,923 円)</p>			
一部のみ打切り充当した場合			
<p>政務活動費充当額 ( 円)</p>			

整理番号 **5**

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

**電話料金等払込受領証**  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
後藤慎太郎事務所  
様

お客様番号  
4910-1183-13819

2019年 4月ご請求分

金額(円)  
¥8,827-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
2019.4.25  
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の紙をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

事業名、用途及び内容等

4月分 電話代 8,827円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 4,413 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 **6**

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

平成31年03月分 給与支給・控除一覧表 平成31/04/17作成 1頁  
 000264後藤慎太郎事務所 締日: 03/31 支給日: 04/30

所属					給与体系01計	全社計
社員	000001				1名	1名
出勤日数	普通残業	25.00			25.00	25.00
就労時間		179:30			179:30	179:30
基本給		152,575			152,575	152,575
課税通勤手当						
普通残業						
深夜残業						
休日出勤手当						
課税支給合計		152,575			152,575	152,575
非課税通勤手当						
非課税支給合計						
支給合計		152,575			152,575	152,575
健康保険						
介護保険						
厚生年金						
雇用保険		458			458	458
社保控除合計		458			458	458
課税対象額		152,117			152,117	152,117
所得税		3,050			3,050	3,050
住民税						
その他控除合計		3,050			3,050	3,050
控除合計		3,508			3,508	3,508
差引支給額		149,067			149,067	149,067
現金支給額						
振込支給額		149,067			149,067	149,067
税制扶養数						
税表区分		甲欄				

事業名、用途及び内容等

3月分 事務職員給与 152,575円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 35/100 )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 53,401 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所			
連絡先		緊急時 連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日
就業場所	大分市坂ノ市南1丁目8番8号 ごとう慎太郎事務所
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 3 時 00 分
休 日	土・日・祝
給与（賃金）	月給 ・ 日給 ・ 時給 850 円
給与支払方法	当月 ・ 翌月 末 日 支 払 （当月末 日 締切）
給与振込先	銀行 支店 普通預金・当座預金 口座番号

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

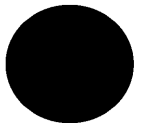
雇用者 会 派 名

県民クラブ

議 員 名

後藤 慎太郎

被雇用者 氏 名





# 領収書等の添付様式

整理番号	1
領収書その他の証拠書類の添付欄	01-05-07 ; 200 ; *1,728 林イワシトウキヨ
事業名、使途及び内容等	4月分 水道代 1,728 円
あん分による充当の場合	あん分の率 ( 50/100 ) あん分による政務活動費の充当額 ( 864 円)
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	2	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
事業名、使途及び内容等		4月分 新聞代 3,565円	
あん分による充当の場合		あん分の率 ( ) あん分による政務活動費の充当額 ( 円)	
一部のみ打切り充当した場合		政務活動費充当額 ( 円)	





(店舗)

# 建 物 賃 貸 借 契 約 書

仲介種別:管理

貸主 [ ] (以下甲という) と  
 借主 後藤 慎太郎 (以下乙という) は  
 信義・誠実の精神に基づいて履行するものとし、下記の物件を現況有姿とし、賃貸借  
 契約を締結する。  
 頭書 (賃貸借の目的物)

賃 貸 物 件	所在地	登記簿	大分市坂ノ市南1丁目 207番地		
		住居表示(通称)	大分市坂ノ市南1丁目8番8号		
	名称 及び区画	坂ノ市南1丁目貸店舗		1階	1号室
	使用目的	店舗	事務所	これ以外の目的に使用してはならない。	
	構造	木造			
	床面積	63.17	m <sup>2</sup>	坪数	19.11坪
賃貸借 契約期間		自	2017年2月1日	至	2019年1月31日
賃 料 等	家賃	月額	55,000円		
	共益費	月額	0円		
	駐車料1	月額	無料		
	駐車料2	月額	無料		
	水道料	月額	実費		
	町内会費	月額	実費		
		月額			
		月額			
合計	月額	55,000円			
敷金		0円			
礼金		0円			
退去時精算方法	実費精算				

賃料  
銀行 [ ]  
名義 [ ]  
振込先  
カヘツカロウサンオウイカシエイ  
キョウゴ  
株式会社別大興産大分東営業所  
預金口座No. [ ]  
振込手数料は乙の全額負担とする。  
賃料合計は翌月分を毎月月末日まで  
に上記の口座へ支払うものとする。

賃料  
規定  
1ヵ月を30日とし、  
10円単位を四捨五入する。  
利息は付さない。  
家賃に充当せざるものとする。

### (緊急連絡先)

続柄	氏名	TEL	住所
父	[ ]	[ ]	[ ]

### (貸主及び管理人)

貸主 (社名・代表者)	住所 氏名 [ ]	電話番号 [ ]
管理者 (社名・代表者)	住所 〒870-0242 大分市角子南1丁目2番28号 氏名 株式会社別大興産 大分東営業所	電話番号 097-524-3101

### (駐車場)

指定NO	車名	色	車番

合計 台分とする。

西暦 2017 年 2 月 28 日

貸主 (甲)	住所 氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
借主 (乙)	現住所 氏名	[Redacted] 後藤 慎太郎	自宅TEL [Redacted] 携帯TEL [Redacted]
	勤務先	会社名 大分県議会 住所 大分市大手町3-1-1	勤務先TEL
	乙の保証会社 (丙)	現住所 大分市都町1丁目3番19号 大分中央ビル2F 会社名 ジェイリース株式会社	TEL 097-515-7777
乙の連帯保証人 (丙)	現住所 氏名	[Redacted]	自宅TEL [Redacted]
	勤務先	会社名 [Redacted] 住所 [Redacted]	続柄 [Redacted] 生年月日 [Redacted] 勤務先TEL
	乙の連帯保証人 (丙)	現住所 氏名 勤務先	自宅TEL [Redacted] 続柄 生年月日 勤務先TEL

<免許証番号 国土交通大臣(1)第8722号 >  
 仲介業者 株式会社 別大興産  
 金池店 法人営業部 店長 森安 拓也  
 大分市金池町1-11-8 金池安部ビル2階  
 TEL 097-513-3000  
 FAX 097-513-3001  
 宅地建物取引士 登録番号< [Redacted] >

年 月 日
午前 午後 時 分
様確認済
担当印

<<仲介業者>>